

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

記

1. 公募に付する事項

東海財務局が所掌する業務に関する法律相談を内容とする顧問契約

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 愛知県弁護士会に所属する弁護士又は愛知県弁護士会に所属する弁護士を擁する弁護士法人であること。
- (3) 名古屋市内に事務所を有すること。
- (4) 下記4. (1)の「公募申請書」「誓約書」「役員等名簿」「見積書」及び、「仕様書」「契約書（案）」の交付を受けた者であること。
- (5) 「仕様書」及び「契約書（案）」の履行ができること。

3. 業務の概要に関する事項

(1) 弁護士の業務

イ 東海財務局（管内の事務所、出張所を含む）の所掌する事務処理において法律的疑義が生じた事項について、隨時当局から法律的見解ないし知識を求めるための法律相談に応じて、法律的見地から助言を行う。

ロ 法律相談を実施した後に、当局から相談結果の添削を求められたときには、誠実にこれを行う。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

(3) 報酬額、支払時期

イ 報酬は、当局の予定した金額の範囲内で適当と認められる額とする。

ロ 支払いは、契約期間の各四半期経過後に行う。

4. 応募要領

公募に参加する者は、公募申請書等の下記(1)の書類を下記(2)の申込先に提出すること。

（注）提出書類の各様式は申込窓口に備えているので、事前に同窓口で受け取ること。

(1) 提出書類

下記イ～ホのとおり。但し、弁護士法人にあっては、下記ニについては、専任弁護士として従事させることを予定している弁護士（1名）の履歴書を提出するものとする。

イ 公募申請書

ロ 誓約書

ハ 役員等名簿

二 以下の事項を記載した履歴書（書式は任意、写真を添付）

- ・氏名、生年月日
- ・弁護士事務所の所在地、連絡先の電話番号
- ・略歴（弁護士登録年月日、公職等就任歴）
- ・これまで担当した主な訴訟事案（国の指定代理人になったことがある場合は、その事件名及び内容を記載すること。また、不動産取引・賃貸借、債権関係等に関する事案があれば、併せてその事件名及び内容を記載すること。）

木 見積書

(2) 申請書の交付及び申込窓口

〒460-8521

名古屋市中区三の丸三丁目3番1号

東海財務局 管財部 審理課（担当：鬼頭、鶴野）

電話 052-951-2796（直通）

(3) 申込書の交付期間及び応募期間

令和8年2月9日（月曜日）から令和8年2月25日（水曜日）（必着）

（受付時間）9時から12時、13時から17時（但し、土日祝日を除く）

(4) 応募方法

上記(3)の期間内に、公募申請書等の上記(1)の書類を上記(2)の申込窓口に提出（持参又は郵送）すること。なお、提出された申請書類は返却しない。

(5) 公募申請書の無効

本公告に示した公募の参加に必要な資格を有しない者の公募申請書は無効とする。

5. 選考方法

書類審査後、当局が定めた予定価格の範囲内の者に対し必要に応じ面接による審査を行い、契約相手方を1者選定する。

6. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

7. その他

(1) 本公告に関して不明な点は、上記4. (2)に問い合わせること。

(2) 本件公募に係る契約相手方の決定及び契約の締結は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

令和8年2月9日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部次長 黒井 隆宏